



知的財産って、なんだろう？

ポスターを 理解するためのポイント

①～③のポイントについて解説します。

① 著作権ってなんだろう？

『音楽家はっぴよんの権利は
“著作権バリアー”で守られています』

著作権とは、音楽・絵画・文章・写真をはじめとする文化的な作品を創作した人（著作者）の利益を保護する権利です。ある作品をいつどのように発表するか決めたり、コピーやダビングをしたり、販売や貸し出しで利益を得たりすることは著作者にしか許されません。人のまねでなく、自分の思想や感情を独自に表現した作品なら著作権が認められます。上手下手、プロかアマチュアか、子どもか大人かなどは無関係です。

② 不正使用って何だろう？

『“悪はっぴょん”がCDを作れないのはどうして？』

“はっぴょん”が作曲・演奏した曲のCDを作成・販売できるのは、著作権者である“はっぴょん”に許可を受けた人だけです。無断でCDを作ろうとした“悪はっぴょん”のように著作権を侵害することを「不正使用」と言い、著作権法で定められた罰則が適用されることがあります。音楽だけでなく、文章や絵をコピーすることやテレビ番組やビデオをダビングすることも、個人的に楽しむ以外の目的で行うと不正使用になります。



③ どうして著作権があるの？

『みんなのアイデアと努力を守る、
社会のルールです』

さまざまな作品は誰かがアイデアを考え、工夫と努力のうえでできあがったものです。せっかくの作品を他人に勝手に使われてしまっただけでは新しく作品を創る意欲が失われてしまいます。著作権とは著作者の努力をたたえ、誰もが安心して作品を創り出すことができる文化的な社会を創るためのルールなのです。

* 6月13日付「はっぴょん通信 Vol.3」指導案文中の名称「ごきぶりホイホイ」は大塚製薬(株)の登録商標です。表記に関し、不適切な表現がありましたことをご詫言申し上げます。

1 ※このページをコピーしてお使いください。

